

「介護老人保健施設在宅サービス」(重要事項説明書)
短期入所療養介護＋介護予防短期入所療養介護

当施設は介護保険の許可を受けています。
(事業所番号 2851780045)

当施設はご契約者に対し、介護老人保健施設在宅サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 うしお会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内1147 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0799-42-6188 FAX 0799-42-6019 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 日浅 匡彦 |
| (5) 設立年月日 | 平成8年12月24日 |

2. ご利用施設の名称等

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 施設の名称 | 老人保健施設 ひまわり |
| (2) 施設の所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内347-4 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0799-42-7801 FAX 0799-42-7802 |
| (4) 施設長(管理者)氏名 | 元木 賢三 |
| (5) 開設年月日 | 平成11年8月1日 |
| (6) 建物の構造 | 鉄骨造 3階建 |
| (7) 建物の延べ床面積 | 3267.43㎡ |
| (8) 施設の周辺環境 | |

周囲には淡路七福神の毘沙門天・上田八幡神社・上田ダム等があり、また、緑豊かな山々に囲まれ、四季の移り変わりを自然から感じることのできる景観の恵まれた環境にあります。

(9) 施設の目的

介護老人保健施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話等の介護保健施設在宅サービスを提供します。

(10) 当施設の運営方針

- 1) 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。
- 2) 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。

3. 事業所の概要

(1) 事業の種類

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

(2) 通常の事業の実施地域

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・・・指定なし

(3) 業務日

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・・・無休

但し、送迎については、日曜日及び

12月31日から翌年1月3日までを除く

(4) 業務時間

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・・・交代制 24 時間

(5) 定員

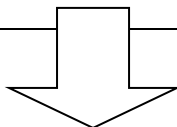
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・・・1名（本体施設の空床状況による）

4. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

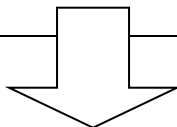
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスにかかる介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結から、サービス提供までの流れは次の通りです。

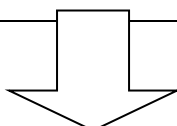
①当施設の介護職員に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。



③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。



④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



5. 居室等の概要

(1) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老人保健施設ひまわりと一体）

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、多床室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考（居室の床面積）
個室(1人部屋)	5室	58.5㎡ 洗面台有
2人部屋	6室	108㎡ 洗面台有
4人部屋	12室	432㎡ 洗面台有
合計	23室	598.5㎡
食堂	1室	食堂・ダイニング（108㎡）
機能回復訓練室	1室	プラットホーム型ベッド・平行棒・歩行訓練用階段起立訓練用斜面台（180㎡）
浴室	1室	機械浴・一般浴（63.6㎡）
診察室	1室	24㎡

☆ 上記の他、談話室・家族介護室・サービスステーション・汚物処理室・トイレ等を設置しております。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

6. 職員の配置状況

当施設ではご契約者に対して介護保険施設在宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・・・老人保健施設ひまわりと一体に行います。)

職種	定数	常勤	非常勤	業務内容
医師	1人以上	1人		ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
事務長		1人		ご契約者・当施設にかかる事務業務を行います。
看護職員	7人以上	6人	5人	ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。
薬剤師	0.2人以上		1人	ご契約者の薬剤管理を行います。
介護職員	15人以上	17人	5人	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の相談・助言等を行います。
支援相談員	1人以上	2人		ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1人以上	0人	7人	ご契約者の機能訓練を行います。
管理栄養士	1人以上	1人		ご契約者の献立を立て、栄養管理、相談・助言を行います。
介護支援専門員	1人以上	1人		ご契約者にかかる施設サービス計画（ケアプラン）を立案・作成します。
事務職員		1人		ご契約者・当施設にかかる事務業務を行います。

〈主な勤務体制〉 下記時間帯にて交代勤務

早 出	7：00～16：00
日 勤	8：30～17：30
遅 出	10：00～19：00 13：00～22：00
夜 勤	22：00～08：00

人員配置 3：1

(利用者3人に対し、看護・介護に従事する者1名以上を配置しています。)

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービス

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 利用料金が介護保険から給付される場合2 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

(i)〈サービスの概要〉

① 食事

- ・ 当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～

② 入浴

- ・ 一般浴槽、寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
(但し、利用者の身体状態に合わせて清拭となる場合があります)
- ・ 短期入所…入所する日時、期間により入浴が困難な場合もあります。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います

④ 送迎

- ・ 介護保険の給付対象となる送迎サービスは以下の通りです。

- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

ご契約者の心身の状態、ご家族等の事情などからみて送迎を行うことが必要と認められる場合の、ご契約者の居宅と当事業所との間の送迎

⑤ 機能訓練

- ・ 医師の指示のもと、理学療法士・作業療法士等により、ご契約者の心身等の状況に応じたりハビリ計画を立て、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ・ 日常動作訓練を含む施設内でのすべての活動が、リハビリテーション効果を期待したものです。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います

⑦ 支援相談

- ・ 在宅介護指導等、ご相談に応じます。

(ii) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合に応じて異なります。）

○ 短期入所療養介護（従来型個室）（1割負担の場合）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	7530 円	8010 円	8640 円	9180 円	9710 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6777 円	7209 円	7776 円	8262 円	8739 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円

○ 短期入所療養介護（多床室）（1割負担の場合）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	8300 円	8800 円	9440 円	9970 円	10520 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	7470 円	7920 円	8496 円	8973 円	9468 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	830 円	880 円	944 円	997 円	1052 円

○ 介護予防短期入所療養介護（従来型個室）（1割負担の場合）

ご契約者の要支援度	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	5790 円	7260 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5211 円	6534 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	579 円	726 円

○ 介護予防短期入所療養介護（多床室）（1割負担の場合）

ご契約者の要支援度	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	6130 円	7740 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5517 円	6966 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	613 円	774 円

○ 利用者負担段階

		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	1000万円（2000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）とその他の合計所得金額が80万円以下の方	650万円（1650万円）以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	550万円（1550万円）以下

第3段階②	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます） とその他の合計所得金額が120万円超の方	500万円（1500万円）以下
第4段階	・上記以外の方	

※利用者負担段階は市役所にお問い合わせ頂き、第1段階から第3段階に該当する場合は、市役所に申請していただく必要があります

滞在費料金表

	負担限度額			第4段階
	第1段階	第2段階	第3段階	
従来型個室	550円	550円	1,370円	2,060円
多床室	0円	430円	430円	510円

※ 負担限度額と基準限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

食費料金表

負担限度額				第4段階
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
300円	600円	1000円	1300円	1,600円

※ 負担限度額と基準限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

*サービス提供体制強化加算

以下の基準に適合している際に加算されます。

(Ⅰ) 介護福祉士が80%以上配置もしくは

勤続10年以上介護福祉士35%以上 22円/日

(Ⅱ) 介護福祉士が60%以上配置

18円/日

(Ⅲ) 介護福祉士が50%以上配置もしくは

常勤職員75%以上もしくは

7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置 6円/日

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×75/1000/月

*介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×71/1000/月

*介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×54/1000/月

*介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位数×44/1000/月

介護職員等の処遇改善に関する加算です。

*生産性向上推進体制加算 (I) 100円/月

*生産性向上推進体制加算 (II) 10円/月

介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務改善を継続的に行い、取組による効果を示すデータの提供を行った場合に算定されます。

以下の料金は対象者にのみ算定されます。

*緊急時治療管理 518円

ご契約者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、注射、処置等を受けた場合に、1ヶ月に1回、3日を限度として算定されます。

*個別リハビリテーション実施加算 240円/日

利用中にリハビリテーションを行った場合に加算されます。

*緊急短期入所受入加算 90円/日

ケアマネからの依頼であり、サービス計画にない場合。

利用開始日から7日まで。(やむを得ない事情がある場合は14日)

*送迎加算 (片道あたり) 184円

入所時及び退所時に当施設の送迎を受けた場合、加算されます。

*療養食加算 8円/回

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます。(1日3回を限度に)

*重度療養管理加算 120円/日

別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者(要介護状態区分が要介護4又は5である者に限る。)であって、算定要件を満たすもの。

*在宅復帰在宅支援加算 I 51円/日

在宅復帰在宅支援加算 II 51円/日

在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の基準を満たした場合、加算されます。

*口腔連携強化加算 50円/回

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合、1月に1回に限り加算されます。

☆ ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除

く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ☆ ご契約者に提供する食事の提供材料にかかる費用は別途いただきます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

① 介護保険給付の限度額を超えるサービス

介護保険給付の給付限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

コピー代：1枚につき 10円

③ 入所セット料（別紙参照）

④ 理美容

毎月1回、理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

（但し、該当日に利用されている方のみ対象となります。）

⑤ 電気代（1日あたり） 1つ50円（上限額：100円）

自室にテレビを持ち込まれた場合や、冬季に電気あんかや、電気毛布を使用された場合等にお支払いいただきます。

⑨ その他

特別な行事等・・・実費

- ☆ 経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。（契約書第8条第2項参照）

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日までにご契約者及びその家族が指定する送付先に、請求書(兼領収書)を発送しますので、その月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- | | |
|----|---|
| ア. | 当施設受付での現金支払い(9:00~17:30 日曜日は除く) |
| イ. | 下記指定口座への振込み
徳島大正銀行 南あわじ支店 普通口座 口座番号 8580439
口座名義 医療法人社団 うしお会 老人保健施設 ひまわり
理事長 日浅 匡彦 |

※請求書に領収印を押すことにより、領収書と替えさせていただきます。尚、原則として領収書の再発行は致しませんので、大切に保管ください。

(4)サービス利用中の医療の提供について

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかな対応をお願いしています。

(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません)

(協力医療機関)

名称	医療法人社団 うしお会 八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1147

(協力歯科医療機関)

名称	せと歯科医院
所在地	兵庫県南あわじ市榎列小榎列37

* 緊急時の連絡先

緊急時には、事前におうかがいしている連絡先に連絡します。

その際、ご家族等には病院まで足を運んでいただく等、速やかな対応をお願いします。

(5)利用の中止、変更、追加について (契約書第7条参照)

(ア) 利用者の都合により利用の中止を申し出ることができます。

6. 契約の終了について（契約書第16条参照）

契約期間満了の7日前までに、ご契約者から契約解除の申し入れがない場合は、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

又、下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の許可を取り消された場合又は許可を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者からの契約解除の申し出（契約書第17条・第18条参照）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する 7日前までに解除届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を全部又は一部を解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画」(ケアプラン)が変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出の場合 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設との契約を解除していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者及び身元引受人が、利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合 (契約書第 20 条参照)

本契約の一部が解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 16 条)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

5. 身元引受人 (契約書第 21 条参照)

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者においては、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされている家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額 50 万円の範囲で、その債務の履行義務を負うことになります。
- (4) 身元引受人が死亡・破産宣告を受けた場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (5) 身元引受人には、利用料金の変更、個別サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

6. 苦情の受付について（契約書 第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市	所在地	南あわじ市市善光寺2番地1
市民福祉部	電話番号	0799(43)5217
長寿・保険課	受付時間	8:30～17:15(月～金)
国民健康保険	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
団体連合会	電話番号	078(332)5618
(介護保険課)	受付時間	9:00～17:15(月～金)

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条・第10条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認をします。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者のサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
但し、以下の各号についての情報提供については、当施設は、ご契約者及びその家族から、予め同意を得た上で行うこととします。
(一) ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

- (二) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

8. サービス利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設を利用される皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

持ち物にはすべて名前を記入してください。なお、所持品はすべてこちらで確認をとらせていただきます。

何か持ち込む際には、必ず職員に連絡してください。

(無断で持ち込まれた場合、紛失等があったとしても責任はもてません。又、持ち帰っていただく場合もあります。)

又、現金・貴重品等の管理はご契約者ご自身で管理して下さい。当施設では基本的に貴重品等の管理は致しません(紛失等について一切責任をもてません。)

(2) 面会

面会時間；8：30～17：30

来訪者は必ず、その都度、各階の面会簿にご記入下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第11条・第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代金をお支払いいただく場合があります。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分は配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動など行うことができません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対しその状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について（契約書第13条・第14条・第15条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生状況について、契約者に故意または過失が認められ、かつ、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① ご契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に専ら起因して損害が発生した場合。

② ご契約者（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

③ ご契約者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスを原因としない事由に、専ら起因して損害が発生した場合。

④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ひまわりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

